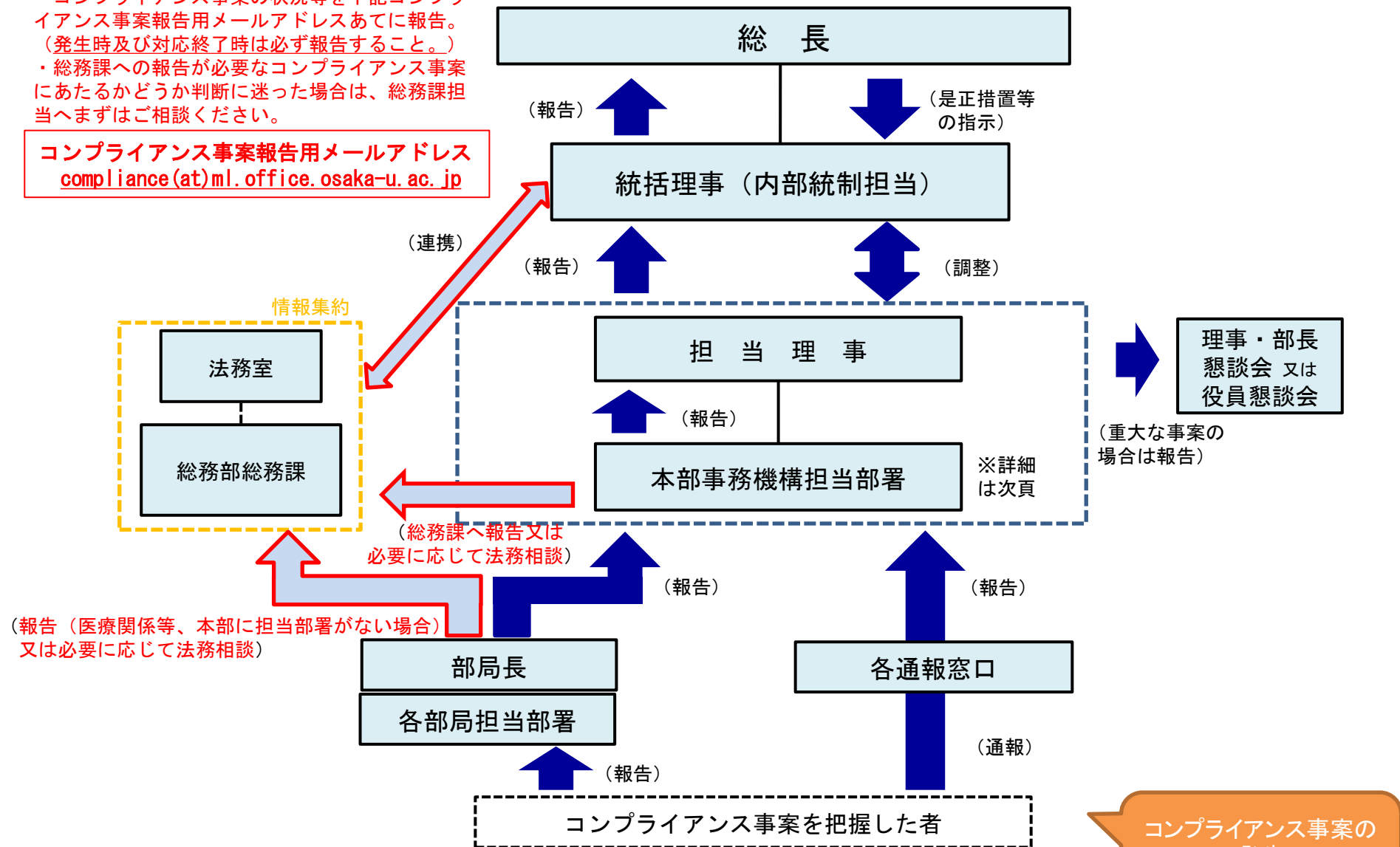


コンプライアンス事案に関する報告・対応の流れ

- ・コンプライアンス事案の状況等を下記コンプライアンス事案報告用メールアドレスあてに報告。
(発生時及び対応終了時は必ず報告すること。)
- ・総務課への報告が必要なコンプライアンス事案にあたるかどうか判断に迷った場合は、総務課担当へまずはお相談ください。

コンプライアンス事案報告用メールアドレス
compliance(at)ml.office.osaka-u.ac.jp



- 「コンプライアンス」:法令及び本法人の規則並びに教育研究及び診療に係る固有の倫理その他の規範(以下「法令等」という。)を遵守すること。
- 「コンプライアンス事案」:本法人の役職員等が法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実。

コンプライアンス事案の
発生
(疑いがある場合含む)

(例)コンプライアンス事案ごとの本部事務機構担当一覧

(医学部附属病院) (歯学部附属病院)	施設部	教育・学生支援部	研究推進部	共創推進部	監査室	情報推進部	国際部	企画部	総務部
・医療関係等	・施設関係	・学生の不祥事 ・入試関係	・遺伝子組み換え実験 ・病原体関係 ・安全保障輸出管理 ・研究倫理 ・研究不正 ・動物実験 ・軍事関係	・利益相反	・公的研究費不正使用*	・情報セキュリティ	・国際関係	・広報関係	・個人情報漏えい ・反社会的勢力対応 ・公益通報 ・ハラスメント ・人事労務関係 ・教職員の不祥事 ・事件・事故 ・水質汚濁 ・放射能

※上記に掲げる事項はコンプライアンスに関する主なもの

*調査等の結果、不適切経理による事象と判断された場合は財務部へ引き継ぐ